

愛知学院大学大学院学生自動車・自動二輪車・自転車通学規程

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学大学院に在籍する学生（非正規生を含む。）（以下「大学院生」という。）が、自動車、自動二輪車（「原付自転車」を含む。）及び自転車（以下「車両」という。）で通学する（以下「車両通学」という。）に際し、当該大学院生に適正な指導・処分を行うことにより本学近隣住民の安全な交通環境を確保するとともに、大学院生による各種法令違反行為及び交通事故の防止を図ることを目的とする。

(通学方法について)

第2条 大学院生の通学は原則として徒歩又は自転車、公共の交通機関とし、車両通学は別に定める愛知学院大学大学院学生車両通学登録規程により、登録・許可された場合のみ認められる。

- 2 自動車による通学は、日進キャンパスのみとする。
- 3 自動二輪車による通学は、日進キャンパスおよび楠元キャンパスのみとする。

(遵守事項)

第3条 車両通学する大学院生は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両通学の登録を受けて通学する大学院生は、通学に使用する車両を、学内の学生駐車場又は駐輪場以外の場所に駐車及び駐輪してはならない。
- (2) 学生駐車場・駐輪場は、通学以外の目的で利用してはならない。
- (3) 学生駐車場・駐輪場は、長期間駐車及び駐輪してはならない。
- (4) 車両通学に際しては、道路交通法の他、他人の管理地内無断駐車や無断通り抜け行為等、他人の管理権を侵害する行為や各種法令に違反する行為をしてはならない。
- (5) 学内外で発生した事故は、速やかに学生課・所属キャンパスの事務室又は、守衛室（セキュリティセンター）に報告しなければならない。

(違反に対する措置)

第4条 前条第1号から第3号までの規定に違反した場合の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 警告書を違反車両に貼付する。
 - (2) 長期間にわたり正当な理由もなく放置された車両は、相当の警告措置をしたうえでそれを移動する。
 - (3) 前号に該当する車両であって所有者が特定できない又は所有者の所在が不明となっている場合、相当の警告をしたうえでそれを廃棄する。
- 2 警告を受けた大学院生が再び禁止行為を行った場合、愛知学院大学大学院学生懲戒委員会にて審議のうえ、指導・処分する。

(放置車両等の処分)

第5条 前条第1項第2号に該当する自転車については、1箇所に収集し、1ヶ月を経過したものについては、告示を行った上で処分するものとする。

2 前条第1項第3号による廃棄措置は、警告書の貼付後3ヶ月以上放置されたままの状態である車両に対して行うものとする。

3 前条の措置をとるにあたり車両等に生じた損害については、大学は一切の責任を負わない。

(厳重注意)

第6条 第4条第1項第1号の警告を受けた大学院生が再び禁止行為を行った場合、日進キャンパスにおいては学生部長、名城公園キャンパス・楠元キャンパスにおいては大学院生が所属する研究科の長は、車両通学に際して禁止行為を行った当該大学院生に対し、厳重注意を行うことができる。

2 当該大学院生が、文書の受け取りを拒否した場合であっても、厳重注意を行ったものとみなす。

3 当該大学院生が不明の場合は、禁止行為に使用された車両に文書を貼付することを持って厳重注意を行ったものとみなす。

(懲戒の種類)

第7条 前条の厳重注意を受けた大学院生が再び禁止行為を行ったときは、これを懲戒する。

2 懲戒の適用は、次のとおりとする。

(1) 当該大学院生が厳重注意を受けたにもかかわらず、再び禁止行為を行ったときは訓告とする。

(2) 訓告を受けた大学院生が大学の指導にも関わらず、繰り返し禁止行為を行ったときは、停学又は退学とすることがある。

3 本規程に定めのない場合は、愛知学院大学大学院学生懲戒規程を準用する。

(損害発生に伴う賠償責任)

第8条 車両通学や学生駐車場・駐輪場の利用に伴う事故について大学は一切の賠償責任を負わない。

2 禁止行為に起因する損害が発生した事案について、大学は一切の賠償責任を負わない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会において決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。